美里町砥用庁舎ＬＥＤ照明賃貸借に関する仕様書

1. 業務名

美里町砥用庁舎ＬＥＤ照明賃貸借契約

２．業務の目的

美里町砥用庁舎の既存照明設備をＬＥＤ照明に交換することで、温室効果ガス排出量の削減、消費電力抑制及び維持管理費の削減を図るもの。

1. 業務内容
2. ＬＥＤ照明及び設置に必要な附属品一式の賃貸借(リース)(動産総合保険含む)
3. ＬＥＤ照明及び設置に必要な附属品一式の取替工事(廃棄物の処分を含む)
4. 賃貸借(リース)契約期間内の設置物の維持管理
5. 事業期間
6. 契約期間

契約締結日から令和17年12月31日

(納入期限は令和7年12月31日)

1. 賃貸借(リース)期間

　令和8年１月１日～令和17年12月31日(120か月)

　※債務負担行為に基づく

1. 履行場所

美里町役場砥用庁舎　〒861-4732　熊本県下益城郡美里町三和420

1. 交換対象数・照明器具等の詳細

別紙「製品仕様一覧表」を参照すること

1. ＬＥＤ照明器具

(1)共通

ア．照明器具の定格光束、定格消費電力、交換方式は別紙「製品仕様一覧表」に示す性能を有するＬＥＤ照明器具を調達すること。性能を満たない照明器具での入札及び設置は認めないものとする。同等品として別紙「製品仕様一覧表」を満たしたうえで、光束値（ｌｍ）は規定数値以上かつ消費電力（Ｗ）は規定数値以下の製品は認める。

イ．照明器具はＪＩＬ5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応器種を有し、日本国内に本社を有するメーカー製品と

すること。

ウ．光源（ＬＥＤ）寿命は40,000時間（光束維持率７０％）以上の製品とすること。

エ．照明器具には本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付するこ

と。

オ．照明器具等は、保守の観点から種類ごとに同一メーカーで統一すること。

(2)直管ランプ

　　ア．Ｇ13口金直管型ＬＥＤランプについてはＪＬＭＡ301「ＡＣ直結Ｇ１３口金直管ＬＥＤ光

　　　　源・安全規格」に適合した製品とすること。

　　　　上記安全規格に定めのない寸法・規格の直管型ＬＥＤランプにおいてもＧ13口金とし、安

　　　　定器を切り離す直結工事を行ったうえでの管球交換方式とする。また、電源内蔵型かつ給電方式は片側給電とする。

（3）調光

　　別紙1「照明器具リスト」の製品仕様備考に記載ある調光に関して、以下の仕様を満たすものとする。調光方式は無線もしくは有線にて制御できるものとする。

　　ア．グループ毎に調光制御ができることとする。

　　イ．操作方式はリモコン及び汎用端末の両方で行うことができるものとする。

　　ウ．調光スケジュールを設定できる仕様とし、1分単位で設定できるものとする。

　　エ．調光率は5％刻みで5～100％の設定ができるものとする。

　　オ．無線にて制御を行う場合の周波数帯は2.4㎓帯とする。

　　カ．あらかじめ設定できる点灯グループを6グループ以上設定できることとする。

８．提出資料

(1)施行前

　　計画書を作成のうえ町に提出し、事前に承諾を得ること。

①　工事工程表

②　施工体制図

③　緊急連絡網

④　機器一覧表

(2)施工後

①　完成図

②　納品書

③　試験結果（絶縁抵抗値・電流値）

④　施工写真（設置前・後）

⑤　廃棄に関するマニュフェスト書類

⑥　維持管理体制

* 1. 緊急連絡先

９．ＬＥＤ照明器具取替工事

(1)契約後速やかに施工計画について、発注者と協議すること。

(2)設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。

(3)設置作業に使用する雑材は全て新品とする。

(4)設置作業にあたっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。

(5)設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(6)停電等、施設管理運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(7)搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。

(8)取替工事及び検査を含むすべての作業について、発注者と協議の上作業日時を調整すること。(9)現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、受注者の責

任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。

(10)既設の照明灯具を撤去し、撤去した灯具は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

(11)発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。またＰⅭＢ含有した安定器がある場合は町に速やかに報告し、指定の保管場所に保管すること。

(12)開口作業が発生する場合は、アスベスト含有がないか確認した上で施工すること。

(13)履行内容の全ての経費を賃貸借（リース）料に含めることとする。

* 1. 仮設・養生工に関する留意事項
	2. 既設フローリングに傷等をつけないように、養生を行うこと。
	3. 器具等の保管場所については、施設管理者と協議すること。

（14）施工に関する留意事項

　　　　通常業務に支障がないよう、基本的に土日で作業を行うこと、詳細については担当者と協議すること。

（15）設置中に事故が発生した場合は、直ちに契約担当者に通報するとともに、事故発生報告書を契約担当者に速やかに提出すること。

（16）本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。

1. 設置作業に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

10．ＬＥＤ照明灯の維持管理

1. ＬＥＤ照明の設置後から賃貸借（リース）期間終了までの間、ＬＥＤ照明器具（或いはランプ）が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
2. 賃貸借（リース）期間中のＬＥＤ照明器具（或いはランプ）に起因する不点灯は、受注者の責任において、交換又は補修を行うこと。なお、その場合の費用については、ＬＥＤ照明費用・取替工事費用は賃貸借（リース）期間中無償とする。
3. 受注者はＬＥＤ照明の設置後から賃貸借（リース）期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処理を行うこととする。
4. 受注者はＬＥＤ照明の設置後から賃貸借（リース）期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先を記載し、書面で発注者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

11.賃貸借（リース）契約について

(1)事業形態

照明灯のＬＥＤ照明取替工事及び維持管理を含めた包括的賃貸借（リース）契約

(2)賃貸借（リース）期間

賃貸借（リース）期間は令和8年1月1日～令和17年12月31日とする。

(3)賃貸借（リース）料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理後30日以内に口座振り込みとする。

(4)賃貸借（リース）契約に含まれる事項

* 1. ＬＥＤ照明（或いはランプ）及び設置に必要な付属部品一式
	2. 照明取替工事に係る工事費
	3. 既存灯等の処分費用
	4. 保険費用（動産総合保険等）
	5. 維持管理費用（不点灯時の対応等）

12.賃貸借（リース）契約期間終了後の取り扱いについて

　賃貸借（リース）期間終了後の設備一式は、美里町に無償譲渡するものとする。

13.その他

　(1)賃貸借（リース）期間の開始前に、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。

　(2)仕様書に明示されていない事項については、発注者と協議の上、実施の有無を決定すること。